



島根県報

平成27年5月8日（金）

号外 第102号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

平成27年度登録販売者試験の実施

（薬事衛生課） 2

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成27年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

平成27年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成27年 8 月 25 日（火）午前10時から午後 3 時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、平成27年 8 月 18 日（火）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求等

(1) 試験願書は、(2)により請求する場合のほか、島根県ホームページから取得できる。

(2) 試験願書の請求

ア 県内居住者は、最寄りの保健所に請求すること。

イ 県外居住者は、郵送により島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887松江市殿町128番地）に請求すること。郵送するときは、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、205円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封すること。

5 提出書類

(1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したものの1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替又は定額小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書の受付期間

平成27年 5 月 25 日（月）から同年 6 月 5 日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月5日付けの消印のあるものまでを有効とする。

8 試験願書等の提出先

試験願書等の提出先については、次のとおりとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留によること。

- (1) 県内居住者は、最寄りの保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

9 合格者の発表

平成27年10月13日（火）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

- (1) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある方等については、試験場所の変更等の配慮が可能な場合があるので、試験願書提出時に申し出ること。